

市区町村子ども家庭総合支援拠点の機能強化【拡充】

令和2年度予算案 183億円の内数（児童虐待・DV対策総合支援事業）

- ◆ 市町村における相談支援体制の強化として、「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に基づき、2022年度までに全ての市町村に「市区町村子ども家庭総合支援拠点」が設置されることを目指している。
（※）非常勤職員の人件費等の国庫補助に加え、令和元年度予算より、常勤職員の人件費が地方交付税措置（人口10万人当たり1名分）されている。
- ◆ 児童虐待の発生予防・早期発見につなげるため、市区町村子ども家庭総合支援拠点の機能を強化し、地域における見守りの活動を推進する取組を支援する。
（※）児童虐待防止対策の抜本的強化について（平成31年3月19日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）
 - ・子ども家庭総合支援拠点において、児童委員・民生委員への研修や地域住民と連携した地域における児童虐待に関する普及啓発活動を行うことにより、地域における支援体制の構築を進める。

研修・広報啓発の強化

- ・ 児童委員・民生委員への研修や地域と連携した児童虐待防止対策に関する普及啓発活動を強化する取組等に対して補助を行う。（補助基準額（案）：1か所当たり 872千円）

見守り活動の推進

- ・ 地域における見守りの活動の強化を図るため、要支援児童の居場所づくりなど、各地域における取組に対して補助を行う。（補助基準額（案）：1か所当たり13,000千円）

（※）上記のほか、外国人家庭への対応のための通訳に関する業務への補助を創設する。（補助基準額（案）：1か所当たり 1,560千円）

（※）いずれも「市区町村子ども家庭総合支援拠点運営事業」の加算として、支援拠点の運営費に上乘せを行う。

【実施主体】市区町村

【補助率】 国：1/2、市区町村：1/2

子育て支援訪問事業（仮称）【新規】

令和2年度予算案 183億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

目的

- 2020年度予算において、支援が必要であるにも関わらず、行政機関や地域の支援につなげていない家庭など、継続的な関わりが必要な家庭に対し、家庭訪問等を通じて、育児用品を配布するなど、保護者が支援を受け入れやすくする取組を支援する事業を創設する。

（※）児童虐待防止対策の抜本的強化について（平成31年3月19日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）

- ・保護者が訪問支援（乳児全戸訪問事業や養育支援訪問事業等）に拒否的である場合等に、訪問と併せて子育てに役立つプレゼントを配布するなどにより、保護者が支援を受け入れやすくする取組を進める。国においては、こうした取組を行う市町村を支援する。

実施主体

市町村（特別区含む）

補助率

国：1／2、市町村：1／2

補助基準額（案）

1家庭当たり8千円

（※）補助対象は、育児用品の購入費用とする。訪問に要する人件費等は、養育支援訪問事業等で補助を行うため、本事業の対象外。

未就園児等全戸訪問事業【拡充】

令和2年度予算案 183億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

【目的】 「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」に基づき、地域とつながりのない未就園（保育所、幼稚園、認定こども園等へ入所・入園等をしていない）の子どもを対象として家庭を訪問する取組を実施しているが、事業を拡充し、育児不安のある家庭等に対して継続的に訪問する取組を支援するとともに、自治体の事務処理体制を強化する。

(※) 「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（平成30年7月20日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）

・未就園で福祉サービスを利用していない子どもに、地域の目が届くよう、未就園児がいる家庭を訪問するなどの取組を進める。

(※) 令和元年度予算において事業を創設

【拡充内容】

- ・ 未就園児等に対する継続的な訪問 に対して支援を行うため、補助を拡充（年2回目以降の訪問も補助対象に拡大）
- ・ 訪問対象家庭等のリストアップ等を行う自治体の事務職員に対する補助を拡充（1自治体当たり1名分→2名以上）

【実施主体】 市町村

【補助基準額（案）】

・ 訪問家庭数1件当たり6,000円 → 訪問1回当たり6,000円 × 訪問回数（※）訪問は委託することも可能

・ 事務職員雇上費 1日当たり6,790円 → 1日当たり7,000円 × 事務職員数（複数名の雇上げが可能）

【補助率】 国：1／2、市町村：1／2

市町村・児童相談所へのアドバイザーの派遣について (虐待・思春期問題情報研修センター事業【拡充】)

【令和2年度予算案】 183億円の内数 (児童虐待・DV対策等総合支援事業)

概要

【目的】

- 児童相談所及び市町村において、児童虐待の対応に当たる職員の専門性の向上を図るため、①児童相談所におけるケースワークの実務に精通した者や、②市町村における子ども家庭総合支援拠点の立ち上げに知見を有する者を、アドバイザーとして、各自治体に派遣する事業を予算化し、「西日本子ども研修センターあかし」が自治体へのアドバイザー派遣に関する事務を担うことができるよう、事業を拡充する。

【実施主体】 西日本子ども研修センターあかし (明石市)

【補助基準額 (案)】 119,149千円 (拡充) (※) 研修事業を含めた西日本子ども研修センターあかしへの補助基準額 (上限額)

【補助率】 定額 (国：10/10相当)



都道府県
各 指定都市 児童福祉主管部（局）長 殿
中 核 市

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長
(公 印 省 略)

要保護児童対策地域協議会構成員への参画について（依頼）

児童虐待については、児童相談所への児童虐待相談対応件数が年々増加の一途をたどっており、子どもの生命が奪われるなど重大な事件も後を絶たないなど依然として深刻な社会問題となっている。

こうした中、虐待を受けている子どもをはじめ、要保護児童等の早期発見や適切な保護を図るため、市町村が設置する要保護児童対策地域協議会（以下「要対協」という。）においては、関係機関で子どもとその家族に関する情報や支援方針を共有し、適切な連携の下で対応していくこととしている。

要対協の構成員については、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 25 条の 2 第 1 項に規定する「関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者」とされており、具体的に想定される構成員について「要保護児童対策地域協議会設置・運営指針について」（平成 17 年 2 月 25 日付け雇児発 0225001 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）でお示ししているところである。しかしながら、個々のケースへの対応について、関係機関の連携が十分でなく、深刻な事態に至ったケースも見受けられることから、要対協による関係機関の協力・連携を徹底する必要がある。

とりわけ、児童相談所、教育委員会及び警察は、児童虐待の通告、早期発見、早期対応等に関与する機会が多い公的機関であり、要対協を構成する主たる機関であること、また、配偶者暴力相談支援センターや福祉事務所は、児童虐待の特性と DV の特性が相互に重複して発生することを踏まえて参画が求められる機関であることから、各自治体におかれては、下記の点に留意の上、これら機関には必ず参画いただくよう速やかな調整をお願いする。

また、都道府県におかれては、本通知の内容を了知いただくとともに、管内市区町村（指定都市・中核市を除く。）に対して周知していただきたい。

なお、本通知に関しては、警察庁生活安全局、内閣府男女共同参画局及び文部科学省初等中等教育局と協議済であることを申し添える。

本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言である。

記

1. 児童相談所、教育委員会及び警察における要対協への参画について

現在、市町村に設置された多くの要保護児童対策地域協議会において、児童相談所、教育委員会及び警察署等が構成員として参画しているが、児童相談所、教育委員会及び警察署等が要対協の構成員となっていない自治体においては、これら機関が必ず構成員となるよう速やかに調整を行うこと。

(1) 児童相談所

児童相談所は、児童福祉の中核的な専門機関として、市町村における要対協の設置や運営を支援するなど、関係機関等の連携に基づく地域援助活動の展開において、市町村とともに中心的な役割を果たすことが求められている。

また、要対協は、施設から一時的に帰宅した子どもや施設を退所した子どもに対する支援に積極的に取り組むことが期待されているが、その際、施設入所している子どもの養育状況等を適宜把握する児童相談所と連携を図ることが重要である。さらに、要対協の重要な構成員として、会議の進行に際しては助言者としての役割を求められることも多い。これらのことから、児童相談所に対し、要対協に必ず参画し、運営が適切に行われ、支援が円滑に進むよう速やかに調整を行うこと。

(2) 教育委員会

教育委員会は、教職員を通じて児童虐待を発見しやすい立場にあることから、虐待を受けたと思われる要保護児童の通告が早期に図られるよう、日頃から市町村や児童相談所との連携を十分図っておくことが求められる機関である。

また、不就学（※）であり、関係機関も含め、目視による確認が取れない子どもについては、要対協での情報共有を通じて、市町村と連携・協力して、児童の所在確認をすることが求められることも多い。このため、教

育委員会に対し、要対協に必ず参画するよう速やかに調整を行うこと。

なお、要対協への参画については、教育委員会のほか、小学校、中学校等の代表者の参画が望まれるが、市町村の規模や関係機関の多寡によっては、代表者会議や実務者会議に教育委員会が出席し、会議において提供された情報を必要に応じて教育委員会から関係する全ての小学校、中学校等に周知することとしつつ、個別ケース検討会議には、教育委員会に加え、検討対象となるケースに直接関係する学校等の関係者を参画させるといった手法も考えられる。

- ※ 就学義務の免除又は猶予を受けている児童
- ※ 1年以上居所不明のため、学齢簿の編製上、就学義務の免除又は猶予を受けている者と同様に、別に編製されている簿冊に記載（記録）されている児童
- ※ 病気や経済的理由、不登校、家庭の事情等により長期欠席している児童

(3) 警察

警察は、110番通報等に基づき児童虐待事案対応に携わる機会が多く、市町村や児童相談所等の関係機関と連携しながら子どもの安全確認、保護を行う機関である。

また、居所不明児童等であり、関係機関も含め、目視による確認が取れない子どもについては、要対協での情報共有や行方不明者届等の受理を通じて、市町村と連携・協力して、児童の所在確認をすることが求められることも多い。このため、関係する警察署等に対し、要対協に必ず参画するよう速やかに調整を行うこと。

2. 配偶者暴力相談支援センター及び福祉事務所の要対協への参画について

本年6月に公布された「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」において、DV対策との連携強化のため、配偶者暴力相談支援センター及び福祉事務所が連携強化すべき関係機関として明記された。

児童虐待とDVの特性や、これらが相互に重複して発生していることを踏まえ、要対協の活用などにより、児童相談所と配偶者暴力相談支援センター及び福祉事務所の連携協力を更に強化し、個々の事案について、それぞれの立場で考え得る対応を積極的に共有し、適切に対処することが求められている。このため、配偶者暴力相談支援センター及び福祉事務所を設置する市町村においては、これら機関が要対協に必ず参画するよう速やかに調整を行うこと。

要保護児童対策調整機関の調整担当者研修に関する取組事例

平成28年の児童福祉法等の一部改正において、要保護児童対策調整機関の調整担当者への研修が法定化され、調整担当者は研修の受講が義務付けられている。調整担当者の専門性の向上のため、効果的な内容の研修を実施することが重要であり、局長通知(※)において、具体的な内容が定められているが、演習の科目の中で、より実践的な内容を取り入れていくことが必要。

(※)「児童福祉司等及び要保護児童対策調整機関の調整担当者等の研修等の実施について」(平成29年3月31日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)

岡山県の取組

【研修科目】(2コマ:90分×2)

「子ども家庭支援のためのソーシャルワーク」
(アセスメントから支援計画策定までの実践)

- ・ 講義
(講師(元大学教授)より、ソーシャルワークの基本等について説明)
- ・ 演習(事例の説明→グループワーク+発表)
- ・ まとめ、質疑応答

<研修内容>

- ・ 子どもと親が参画し、地域の支援者と協働した事例を題材として、グループワークにおいて、「子どもの育ちのニーズシート」を活用し、実際にアセスメントや支援計画の検討を行う。



沖縄県の取組

【研修科目】(2コマ:90分×2)

「子ども家庭支援のためのソーシャルワーク」

- ・ 講義
(講師(子どもの虹情報研修センター)より、ケースの状況把握のための適切な聴取方法等について説明)
- ・ 演習(事例の説明→グループワーク+発表)
- ・ まとめ、質疑応答

<研修内容>

- ・ 児童館より、不登校で、ネグレクトの疑いがある児童について、市町村に通告があった事例を題材として、グループワークを実施。
- ・ まず、リスクの評価や収集すべき情報の検討を行い、家庭訪問の実施方法を学ぶ。
- ・ さらに、当該事例について、追加情報を示した上、各グループで、**模擬的な個別ケース検討会議を実施**。
- ・ 個別ケース検討会議での報告の仕方や、支援内容の協議、主担当機関・主たる支援機関の決定等を行い、最後に振り回り・まとめを行う。

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省子ども家庭局長
(公 印 省 略)

母子保健施策を通じた児童虐待防止対策の推進について

児童虐待については、児童相談所への児童虐待相談対応件数が年々増加の一途をたどっており、子どもの生命が奪われるなどの重大な事件も後を絶たないなど依然として深刻な社会問題となっている。

母子保健施策を通じた児童虐待防止対策に関しても、平成 28 年の児童福祉法等の一部改正において、母子保健施策が児童虐待の発生予防や早期発見に資するものであることを母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）に明記するとともに、「母子保健施策を通じた児童虐待防止対策の推進について」（平成 30 年 7 月 20 日付け子母発 0720 第 1 号厚生労働省子ども家庭局母子保健課長通知）等において、乳幼児健康診査等の受診勧奨に応じない又は反応がない場合には、児童福祉部門と連携して児童の状況確認に努めることなどを求めているところであるが、福岡県田川市で 1 歳男児が亡くなった事案を受け、下記に掲げる取り組みについて改めてお願いする。

また、厚生労働省としても、今後、母子保健施策を通じた児童虐待防止対策等の先進的な取組について調査研究を行い、好事例としてとりまとめ、全国の市町村への周知を予定している。

都道府県におかれては、管内市町村（特別区を含む。）に対して周知いただきたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言である。

記

1. 乳幼児健康診査未受診者等の発育状況等の適切な把握

市町村の母子保健担当部署は、乳幼児健康診査未受診者等への受診勧奨を継続するとともに、身長や体重の推移が不明な乳幼児については、乳児家庭全戸訪問事業等の保健福祉サービスの機会を通じて速やかに養育環境や発育状況等を確認すること。その際、当該家庭にきょうだいがいる場合は、きょうだい児の状況把握等も行うこと。

また、確認の結果、発育曲線の傾きの変化がいびつであるなど、養育不全の兆候が疑われる場合には、虐待のおそれが想定されるため、速やかに虐待対応部署と連携・情報共有すること。

市町村の母子保健担当部署が、発育の経過を把握するにあたっては、体重の増加不良などの乳幼児期の気になる兆候を正確な計測と目視による確認により評価し、その後の保健指導や支援に反映すること。

市町村の母子保健担当部署は、乳幼児健康診査未受診者等に対して、受診勧奨の期間や受診勧奨に応じない場合の関係機関との連携・協力体制など具体的なフロー図を作成するなど、組織として対応すること。

2. 要保護児童対策地域協議会におけるモニタリング体制の構築

合理的な理由なく乳幼児健康診査の受診勧奨に応じない家庭は、虐待のリスクも高いと考えられることから、未受診の理由や背景が把握できない家庭に関して、要保護児童対策地域協議会（以下「要対協」という。）において関係機関からの情報を共有し、支援方針を協議する必要があるため、地域の関係機関の協力を得て養育状況を把握するためのモニタリング体制を構築すること。

要対協では、モニタリングによる結果を踏まえ、事案の危険度や緊急度の判断、主たる支援機関、関係機関の役割分担、支援方法などを適時適切に協議すること。

3. 市町村職員の専門性強化のための研修の実施

都道府県（指定都市及び中核市を含む。）は、市町村職員等を対象として、乳幼児健康診査や妊婦健康診査の受診勧奨に応じない子どもとその家族への対応についてのアセスメント力の向上等を図るため、母子保健施策を通じた児童虐待防止対策に資する模擬事例を用いた演習等による研修を実施すること。

また、この研修の実施に当たっては、虐待対応部署とともに母子保健担当部署も含めて、支援に携わる職員が幅広く参加し、虐待に関する認識を深めること。

なお、実施に当たっては、児童虐待・DV対策等総合支援事業費補助金における児童虐待防止対策研修事業（児童相談所及び市町村職員専門性強化事業）を活用されたい。

【関係する通知等】

1. 母子保健施策を通じた乳幼児に対する虐待の予防及び早期発見

○母子保健法（昭和40年法律第141号）（抄）

（国及び地方公共団体の責務）

第五条 国及び地方公共団体は、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する施策を講ずるに当たっては、当該施策が乳児及び幼児に対する虐待の予防及び早期発見に資するものであることに留意するとともに、その施策を通じて、前三条に規定する母子保健の理念が具現されるように配慮しなければならない。

○養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援の更なる徹底について（抄）

（平成30年7月20日子家発0720第5号、子母発0720第3号厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長、母子保健課長連名通知）

1 保健・福祉サービスや学校保健を受けていない家庭など虐待発生リスクが高い家庭への対応

乳幼児健康診査、予防接種などの保健・福祉サービスや、就学時の健康診断などの学校保健において、受診勧奨を行っても未受診であるなど合理的理由なく受診しない子どもの家庭（兄弟姉妹が未受診の家庭も含む）については、虐待発生のリスクが高く、支援について検討が必要な家庭と考えられる。このため、市区町村の母子保健担当部署及び教育委員会においては、こうした家庭への対応に関し、「養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援について」（平成24年11月30日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、母子保健課長連名通知）及び「養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援の徹底について」（平成25年6月11日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、母子保健課長連名通知）に基づき、児童虐待担当部署との情報共有、連携した支援について今一度点検・確認を行い、万全の体制を構築するようお願いする。

○母子保健施策を通じた児童虐待防止対策の推進について（通知）（抄）

（平成30年7月20日子母発0720第1号厚生労働省子ども家庭局母子保健課長通知）

2. 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援

(1) 母性、乳幼児の健康診査及び母子保健指導の実施

母子保健法においては、都道府県及び市町村の役割として、母性等の保持及び増進のため、妊娠・出産・子育てに関し、相談に応じ、個別的又は集団的に必要な指導及び助言等を行い、知識の普及に努めることとされている。

また、市町村は妊産婦若しくはその配偶者等に対して、妊娠・出産・子育てに関し、必要な保健指導等を行うこととされている。これらの実施にあたっては、母子の心身の健康を共に保持増進させることを基本として支援を行う必要があり、健康診査及び保健指導に当たっては、これを踏まえつつ、対象者の特徴並びにその家庭及び地域社会の諸条件に留意の上行うよう配慮すべきである。

また、近年の児童虐待に関する問題の深刻化に伴い、母子保健担当部門は児童虐待担当部門等と協力のもと、母子保健活動や地域の医療機関等との連携を通じて、妊産婦及び親子の健康問題、家族の状況に係る問題等に関連した虐待発生のハイリスク要因を見逃さないよう努め、こうした要因がある場合、保健師の家庭訪問等による積極的な支援を実施すること。

3. 養育支援を必要とする家庭の把握及び支援

(2) 乳幼児健康診査、予防接種を受けていない家庭等への支援

乳幼児健康診査、予防接種や新生児訪問は、子どもの健康状態や母親等の育児の悩み等について確認できる機会であることから、これらの機会を積極的に活用して、子どもや家庭の状況の把握に努めること。

また、乳幼児健康診査等を受けていない家庭に対しては、電話、文書、家庭訪問等により、受診等に結びつけるよう努めること。受診等の勧奨に対し、拒否する又は反応のない場合等には、市町村の児童福祉担当部門と母子保健担当部門が連携して、関係機関から情報を集め、安全確認等の必要性について検討し、必要な場合には、児童の状況の確認に努めること。

また、児童の状況が確認できない場合や、必要な支援について検討すべきと思われる場合には、要対協へのケース登録を行うなど、児童相談所や関係機関と連携して対応すること。なお、保育所等に所属していない乳幼児の場合には、特に留意し早期に対応する必要がある。

更に、転入家庭が未受診等である場合には、前居住地の市町村から転居前の家庭の状況や過去の受診状況等を確認した上で、継続的な支援の必要性を検討すること。他方、未受診等の家庭が対応中に転居したことを把握した場合には、転居先の市町村へ情報提供し、継続した支援を依頼すること。なお、本通知とは別途、「養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援の更なる徹底について」（平成30年7月20日付け厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長、母子保健課長）も発出されているところであり、未受診の家庭等への対応については万全を期すこと。

○乳幼児健康診査未受診者等に対する取組事例等の周知について（抄）

（令和元年 8 月 1 日付け子母発0801第 1 号厚生労働省子ども家庭局母子保健課長通知）

別添 乳幼児健康診査未受診者等に対する取組事例等

第 1 調査研究等を踏まえた取組のポイント

1. 未受診者への対応

①対応方針の策定

○未受診者に対する受診勧奨の期限、間隔、手法を事前に定め、把握期限を設定する。

○その際、子どもに会えない、家庭訪問ができないなど、情報を把握できない場合を想定した対応方針や、要保護児童対策地域協議会に情報を提供するタイミング、期限を含め、事前に対応方針を決めておく。

○養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援について（抄）

（平成24年11月30日付け雇児総発第1130第 1 号、雇児母発1130第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、母子保健課長連名通知）

2 養育支援の把握及び情報収集

乳幼児等を対象とする保健・福祉サービス（乳幼児健康診査、予防接種、乳児家庭全戸訪問事業など）は、児童の健康状態や母親等の育児の悩み等について確認し、必要な支援につなげる貴重な機会であって、児童が健やかに成長するために欠かせないものである。また、これらを受けていない家庭では、受けている家庭よりも虐待発生のリスクが高いものと考えられる。

このため、市区町村は、これらの未受診等の家庭（兄弟姉妹を含む。）の状況を把握し、勧奨により適切な受診等に結びつけるとともに、これらの保健・福祉サービスの提供を通じて、その後の支援について検討するために必要な情報を得ることが必要である。

その上で、支援に関して検討を要する家庭については、要保護児童対策地域協議会において関係機関で情報を共有し、支援の必要性や支援方針を協議する必要がある。（以下略）

○子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第15次報告）（抄）

（令和元年 8 月 社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会）

2 課題と提言

(1) 地方公共団体への提言

①虐待の発生予防及び早期発見

イ 乳幼児健診未受診等の家庭の把握と支援の調整

(前略)

乳幼児健診や予防接種、新生児訪問、乳児家庭全戸訪問事業等は、子どもや母親等の心身の健康を確認したり、育児の悩みを相談したりする機会であり、そのような機会のない家庭は、育児支援が十分に届いていない可能性もある。

市町村の母子保健担当部署は、受診の勧奨に応じない未受診等の家庭に対しては、家庭訪問の実施とともに、市町村の児童福祉担当部署等と連携し、関係機関から情報収集を行うことにより、子どもの状況を把握する必要がある。その際、当該家庭にきょうだいがいる場合は、きょうだい児の状況把握等も必要である。(以下略)

2. 発育状況等の適切な把握

○子ども虐待対応の手引き(抄)

(平成11年3月29日付け児企第11号厚生省児童家庭局企画課長通知)

第6章 診断・判定及び援助方針の決定をどのように行うか

1. 各種診断はどのように行うか

(1) 社会診断

(i) 成長曲線・乳児の身長体重曲線・身体発育曲線

虐待を疑っている子どもの発育曲線の体重や身長の推移を把握することは必須である。体重や身長の曲線の傾きの変化は虐待の重要な所見となり得る。

参考資料

2. 調査において有用な身体医学的知識

(1) 発育や発達の障害

基礎疾患のない低身長・低体重といった乳幼児の発育障害は Non-organic Failure to Thrive(NOFTT) と呼ばれ、虐待と考えるべきものである。適切な栄養を与えていない場合もあれば、親子関係の問題から子どもが望む形で栄養を与えることができずに成長障害となることもある。また、恐怖が続いて子どもが食事を拒否することも稀にある。成長曲線が正常な曲線からかい離してい

き、入院や施設入所によりキャッチアップすることが多い。NOFTT は身体的虐待を合併してくることも多く、リスクが高い虐待の形と考える必要がある。また、年長児では低身長となることが多い。

(以下略)

○乳幼児健康診査身体診察マニュアル (抄)

(平成30年3月、平成29年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「乳幼児健康診査のための「保健指導マニュアル(仮称)」及び「身体診察マニュアル(仮称)」作成に関する調査研究)

第2章 乳幼児健康診査

第3節 1か月児健康診査(新生児の診かた)

17. その他の異常(児童虐待など)

1) 所見の取り方

身体の視診にて傷跡、打撲痕、出血斑、やけど痕などに留意する。とくに目立たない臀部や大腿内側に注意し、皮膚の汚れの有無にも留意する。

2) 判定と対応

複数の傷や傷跡があったり、皮膚の汚れが目立ったりする場合、体重増加不良を伴うなどの場合には育児支援の必要度が高いと判定する。母子保健行政担当者と相談の上、子ども家庭相談センター等へ連絡する。

※1歳6か月児健康診査までは、ほぼ同様の記載あり

○標準的な乳幼児期の健康診査と保健指導に関する手引き～「健やか親子21(第2次)」の達成に向けて～」(抄)

(平成27年3月、平成26年度厚生労働科学研究費補助金 乳幼児健康診査の実施と評価ならびに多職種連携による母子保健指導のあり方に関する研究)

第4章 健康診査の実施

4.4 発育と発達の評価

1) 発育評価

(2) 発育評価の判定項目の例示

判定区分を標準化する際の考え方を例示する。

①パーセンタイル区分

身長、体重、頭囲、胸囲の判定は、乳幼児身体発育曲線を用いて、パーセンタイル値で判定する。早期産児の場合は、修正月齢を用いて判定する。修正月齢は、出産予定日で修正した月齢であり、出生体重や在胎

週数により修正月齢で判断する期間が異なる。(略)

個々の値を母子健康手帳の乳幼児身体発育曲線にプロットして発育曲線を作成する。それぞれの増加割合が身体発育曲線のカーブに沿っているか確認し、身体発育不良など発育状況の判定に用いる。(以下略)

3. 要対協におけるモニタリング体制の構築

○子ども虐待対応の手引き(抄)

(平成11年3月29日付け児企第11号厚生省児童家庭局企画課長通知)

第14章 虐待重大事例に学ぶ

2. 虐待対応上の主なポイント

(2) 乳幼児期における予防的支援

② 家庭の養育能力が低い、必要な健診を受けさせていないなどの要支援ケースは、放置すると深刻な虐待につながるおそれがある。このため、養育状況の把握(モニタリング)や時宜に適ったリスクアセスメント、さらに母子保健事業や養育支援訪問事業等も活用した積極的な支援が必要である。また、要支援児童として要保護児童対策地域協議会を活用するなど、モニタリング体制の構築や関係機関間の情報共有、様々な地域資源を活用した支援のあり方を検討することが重要である。

○養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援について(抄)

(平成24年11月30日付け雇児総発1130第1号雇児母発1130第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、母子保健課長通知)

2 要支援児童の把握及び情報収集

乳幼児等を対象とする保健・福祉サービス(乳幼児健康診査、予防接種、乳児家庭全戸訪問事業など)は、児童の健康状態や母親等の育児の悩み等について確認し、必要な支援につなげる貴重な機会であって、児童が健やかに成長するために欠かせないものである。また、これらを受けていない家庭では、受けている家庭よりも虐待発生リスクが高いものと考えられる。

このため、市区町村は、これらの未受診等の家庭(兄弟姉妹を含む。)の状況を把握し、勧奨により適切な受診等に結びつけるとともに、これらの保健・福祉サービスの提供を通じて、その後の支援について検討するために必要な情報を得ることが必要である。

その上で、支援に関して検討を要する家庭については、要保護児童対策地域協議会において関係機関で情報を共有し、支援の必要性や支援方針を協議する必要がある。

特に、家庭訪問等による勧奨にもかかわらず、合理的な理由なくこれらを受けない家庭や、必要な調査を行っても居住実態が把握できない家庭は、虐待発生のリスクが高い家庭として位置づけ、必要に応じ、児童相談所と対応や支援について相談・情報共有を行うなど児童相談所と連携して対応する必要がある。

○要保護児童対策地域協議会設置・運営指針について（抄）

（平成17年2月25日付け雇児発第0225001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）

第3章 要保護児童対策地域協議会の機能

（1）業務内容

② 実務者会議

- ・ 実務者会議は、実際に活動する実務者から構成される会議であり、会議における協議事項としては例えば次のようなものが考えられる。

- ア すべてのケースについて定期的な状況のフォロー、主担当機関の確認、支援方針の見直し等
- イ 定例的な情報交換や、個別ケース検討会議で課題となった点の更なる検討
- ウ 支援対象児童等の実態把握や、支援を行っているケースの総合的な把握
- エ 要保護児童対策を推進するための啓発活動
- オ 地域協議会の年間活動方針の策定、代表者会議への報告

- ・ また、子ども虐待への対応は、多数の関係機関が関与し、児童相談所と市町村の間の役割分担が曖昧になるおそれもあるため、市町村内におけるすべての虐待ケースに関して地域協議会において絶えず、ケースの主担当機関及び主たる支援機関をフォローし、ケースの進行管理を進めていくことが必要である。こうした観点から地域協議会の調整機関において、全ケースについて進行管理台帳（別添1参照）を作成し、実務者会議等の場において、定期的に（例えば、3か月に1度）、状況確認、主担当機関の確認、支援方針の見直し等を行うことが適当である。

○主担当機関：児童相談所又は市町村のうち、全体の進行管理の責任主体としての機関を指す。

○主たる支援機関：支援対象児童等に対して、必要な支援を主に行う機関を指す。

③ 個別ケース検討会議

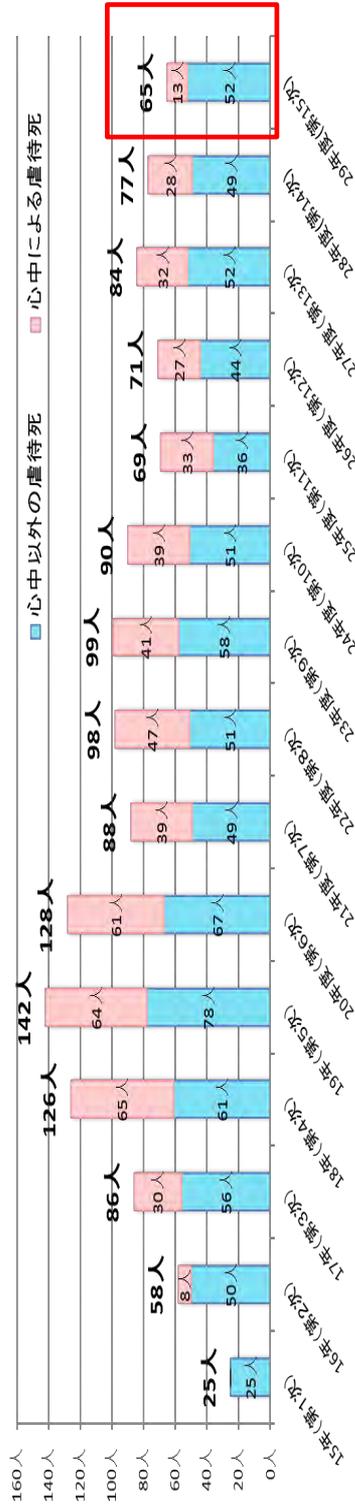
- 個別の支援対象児童等について、直接関わりを有している担当者や今後関わりを有する可能性がある関係機関等の担当者により、当該支援対象児童等に対する具体的な支援の内容等を検討するために適時開催される。その対象は、当然のことながら、虐待を受けた子どもに限られるものではない。
- (中略)
- 個別ケース検討会議においては、関係機関が対応している事例についての危険度や緊急度の判断、支援対象児童等に対する具体的な支援の内容について検討を行うことが適当であり、子どもの権利を守るための支援方針や支援の内容を具体的に実施していくための支援計画を作成するために、可能な限り子ども、保護者及び妊婦の意見や参加を求め、保護者に左右されずに子どもの意見を聞く配慮が必要である。

(中略)

- 会議における協議事項としては次のようなものが考えられる。
 - ア 関係機関が現に対応している虐待事例についての危険度や緊急度の判断
 - イ 要保護児童の状況の把握や問題点の確認
 - ウ 支援の経過報告及びその評価、新たな情報の共有
 - エ 支援方針の確立と役割分担の決定及びその認識の共有
 - オ ケースの主担当機関と主たる支援機関の決定
 - カ 実際の支援、支援方法、支援スケジュール（支援計画）の検討
 - キ 次回会議（評価及び検討）の確認

子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について(第15次報告)

社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会【令和元年8月】



(注1)平成15年～平成19年までは暦年。平成20年度以降は年度、(注2)平成15年はH15.7.1～H15.12.31の6か月間、(注3)平成19年はH19.1.1～H20.3.31の15か月間

【第15次報告(心中以外50例・52人)の検証・分析結果】

- 子どもの年齢：例年同様、0歳が最も多く(28人・53.8%)、うち月齢0か月が高い割合(14人・0歳児の50.0%)を占める。
- 主な虐待の種類：例年同様、身体的虐待が最も多い(22人・42.3%)。
- 実母の抱える問題：例年同様、「遺棄」(19人・36.5%)「予期しない妊娠/計画していない妊娠」(16人・30.8%)、「妊婦健診未受診」(16人・30.8%)が高い割合を占める。(複数回答)

【特集】転居 ※5～14次報告の心中以外の虐待死事例で0か月児を除く事例381人のうち「転居経験あり」150人(39.4%)の傾向を確認

項目	転居経験あり	転居経験なし
ひとり親(離婚)の割合	16.7%	6.5%
主たる虐待者が母の交際相手の割合	16.2%	3.5%
10代での妊娠・出産を経験している実母の割合	41.3%	23.2%
地域社会との接触がほとんど無い割合	38.7%	19.4%

- 転居事例に対応する場合は、令和元年6月に成立した児童福祉法等改正法の趣旨を踏まえ、上記の表であげた特徴等に留意し、
①転居前や転居に伴う状況変化などが端的に分かる確実な引継ぎと役割分担、②関係機関による見守り・支援体制の整備を行うことが重要。

第1次から第15次報告を踏まえて 子ども虐待による死亡事例等を防ぐためのリスクとして留意すべきポイント

養育者の側面

- 妊娠の届出がなされておらず、母子健康手帳が未発行である
- 妊婦健康診査が未受診である又は受診回数が極端に少ない
- 関係機関からの連絡を拒否している(途中から関係が変化した場合も含む)
- 予期しない妊娠/計画していない妊娠
- 医師、助産師の立会いなく自宅等で出産
- 乳幼児健康診査や就学時の健康診断が未受診である又は予防接種が未接種である(途中から受診しなくなった場合も含む)
- 精神疾患や抑うつ状態(産後うつ、マタニティブルーズ等)がある
- 過去に自殺企図がある
- 養育者がDVの問題を抱えている
- 子どもの発達等に関する強い不安や悩みを抱えている
- 家庭として養育能力の不足等がある若年(10代)妊娠
- 子どもを保護してほしい等、養育者が自ら相談してくる
- 虐待が疑われるにもかかわらず養育者が虐待を否定
- 訪問等をして子どもにも会わせない
- 多胎児を含む複数人の子どもがいる

子どもの側面

- 子どもの身体、特に、顔や首、頭等に外傷が認められる
- 一定期間の体重増加不良や低栄養状態が認められる
- 子どもが保育所等に来なくなった
- 施設等への入退所を繰り返している(家庭復帰後6か月以内の死亡事案が多い)
- きょうだいに虐待があった
- 子どもが保護を求めている

生活環境等の側面

- 児童委員、近隣住民等から様子が気にかかる旨の情報提供がある
- 生活上に何らかの困難を抱えている
- 転居を繰り返している
- 孤立している

援助過程の側面

- 関係機関や関係部署が把握している情報を共有できず得られた情報を統合し虐待発生のリスクを認識できなかった
- 要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)における検討の対象事例になっていなかった
- 家族全体を捉えたリスクアセスメントが不足しており、危機感が希薄であった
- スクリーニングの結果を必要な支援や迅速な対応に結びつけていなかった
- 転居時に十分な引継ぎが行えていなかった

※子どもが低年齢である場合や離婚等によるひとり親である場合に、上記ポイントに該当するときは、特に注意して対応する必要がある。

※下線部分は、第15次報告より追加した留意すべきポイント

令和元年度「児童虐待防止推進月間」の主な取組について

- 平成16年から毎年11月を「児童虐待防止推進月間」と位置付け、自治体、関係府省庁、関係団体等と連携した集中的な広報・啓発活動を実施。
- 月間の開始にあたり、毎年閣議において厚生労働大臣から各大臣に対し、月間への積極的な協力と「Wリボンバッジ」の着用を依頼（閣議日：11月1日（金））。



オレンジリボンには、子ども虐待を防止する、というメッセージが込められています。

1 「子どもの虐待防止推進全国フォーラム in みやぎ」の開催【令和2年度の予定については別紙2参照】 令和元年11月16日(土)、17日(日)鳥取県倉吉市の倉吉未来中心において開催。

主催：厚生労働省 共催：鳥取県、倉吉市、三朝町、湯梨浜町、北栄町、琴浦町

2 「児童虐待防止推進月間」標語の募集・決定・公表 (令和元年度最優秀作品) 『189 (いちはやく) ちいさな命に 待たなし』

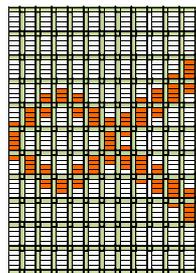
石居 くるみさん (東京都) の作品

※ 全国からの応募総数4,804作品の中から最優秀作品を選考し、最優秀作品の応募者には、厚生労働大臣賞を授与。厚生労働省や自治体等が作成する各種広報媒体に掲載。

3 広報啓発ポスター等の全国配布【別紙1参照】 児童相談所全国共通ダイヤル「189 (いちはやく)」等の周知を図るポスター・リーフレットを作成し、全国の自治体、関係機関、関係団体に配布。

4 一般メディアの活用等による広報啓発 インターネットや政府広報（ラジオ番組、新聞突き出し広告の掲載等）を活用し、周知・啓発を図る。

5 厚生労働省庁舎のオレンジリボンドレスアップ 室内照明により厚生労働省の庁舎（中央合同庁舎5号館）の窓ガラスにオレンジリボンが浮かび上がるようドレスアップを実施。



オレンジリボンドレスアップ (イメージ)

6 自治体・関係団体等の取組の取りまとめ・公表 自治体、関係団体、関係府省庁における児童虐待防止に向けた広報・啓発活動の実施状況を取りまとめ、厚生労働省ホームページ等で公表。

(例：イベントの開催、啓発物品の作成・配布、民間企業等とタイアップした企画の実施 等)

令和2年度「子どもの虐待防止推進全国フォーラム」の開催について

別紙2

厚生労働省では、児童虐待問題に対する理解を国民一人一人が深め、主体的な関わりを持てるよう、毎年11月の児童虐待防止推進月間に合わせ、厚生労働省が主催、開催地の関係自治体共催となつて、「子どもの虐待防止推進全国フォーラム」を開催している。

令和2年度は以下のとおり開催を予定している。

【令和2年度開催予定】

子どもの虐待防止推進全国フォーラム in こうち（仮称）

日程： 令和2年11月7日（土）、8日（日）

会場： 高知県高知市内

内容： 児童虐待対策をテーマとした基調講演、複数の分科会、「児童虐待防止推進月間」
標語最優秀作品の表彰 等

（参考）これまでの開催地

平成17年	埼玉県さいたま市	平成25年	大分県別府市
平成18年	静岡県静岡市	平成26年	和歌山県和歌山市
平成19年	熊本県熊本市	平成27年	神奈川県横浜市
平成20年	滋賀県大津市	平成28年	福井県福井市
平成21年	新潟県妙高市	平成29年	高知県高知市 <small>※台風の影響により中止</small>
平成22年	広島県広島市	平成30年	宮城県仙台市
平成23年	東京都世田谷区	令和元年	鳥取県倉吉市
平成24年	北海道札幌市		

2020年度虐待対応研修一覧（実施月別）

子どもの虹情報研修センター



	研修名	受講対象	実施時期	定員
4月	児童相談所長研修<前期> ㊤	新任児童相談所長 (児童福祉法第12条の3に受講が義務づけられています)	4月21日(火) ～23日(木)	80名
5月	講師等養成研修	研修講師となる県職員・市区町村職員・児童福祉施設職員、研修企画担当者等	5月13日(水) ～15日(金)	80名
	児童相談所児童福祉司 スーパーバイザー義務研修A<前期>	児童福祉司スーパーバイザーとして職務を行う者 (児童福祉法第13条第8項に受講が義務づけられています)	5月26日(火) ～28日(木)	80名
6月	児童相談所児童福祉司 スーパーバイザー義務研修B<前期>	児童福祉司スーパーバイザーとして職務を行う者 (児童福祉法第13条第8項に受講が義務づけられています)	6月9日(火) ～11日(木)	80名
	児童相談所医師研修	児童相談所に勤務する医師(勤務形態は問わず、非常勤や嘱託を含む)	6月24日(火)	30名
7月	児童虐待対応母子保健関係職員 指導者研修	市区町村の母子保健活動、子育て支援、児童虐待防止対策に携わる指導的立場にある保健師、助産師、看護師で、児童虐待関連業務経験通算5年を満たした者(保健所や児童相談所に勤務する者を含む)	7月1日(水) ～3日(金)	80名
	児童相談所児童心理司指導者研修	児童相談所児童心理司経験通算5年を満たした児童心理司 (スーパーバイザー含む)	7月15日(水) ～17日(金)	80名
8月	医師専門研修	児童相談所、児童福祉施設、保健機関、医療機関等に勤務している児童虐待の対応に携わる医師	8月6日(木) ～7日(金)	30名
	教育機関・児童福祉関係職員合同研修	学校や教育委員会で児童虐待関連業務に携わる者(経験年数の枠なし)、市区町村職員で児童虐待関連業務経験通算3年を満たした者、児童相談所職員で児童虐待関連業務経験通算5年を満たした者 *教育機関40名、児童相談所35名、市区町村35名(各機関1名)	8月18日(火) ～19日(水)	110名
9月	児童心理治療施設職員指導者研修	児童心理治療施設で基幹的職員等指導的立場にあり児童福祉施設経験通算3年を満たした者	9月9日(水) ～11日(金)	60名
	児童養護施設職員指導者研修	児童養護施設で基幹的職員等指導的立場にあり児童福祉施設経験通算7年を満たした者(各施設1名)	9月23日(水) ～25日(金)	80名
10月	児童相談所長研修<後期> ㊤	新任児童相談所長 (前期研修と後期研修を通して受講してください)	10月6日(火) ～8日(木)	80名
	児童相談所児童福祉司 スーパーバイザー義務研修A<後期>	児童福祉司スーパーバイザーとして職務を行う者 (前期研修と後期研修を通して受講してください)	10月20日(火) ～22日(木)	80名
11月	児童相談所児童福祉司 スーパーバイザー義務研修B<後期>	児童福祉司スーパーバイザーとして職務を行う者 (前期研修と後期研修を通して受講してください)	11月4日(水) ～6日(金)	80名
	児童相談所職員合同研修	児童相談所の児童福祉司、児童心理司、一時保護所職員、保健師で、児童相談所経験通算3年を満たした者	11月17日(火) ～19日(木)	90名
	公開講座「英国の児童保護改革から学ぶ」㊤	児童虐待の対応に関係する専門職で、各所属機関で指導的立場にある者(各機関1名)	11月24日(火)	200名
12月	母子生活支援施設職員指導者研修	母子生活支援施設で基幹的職員等指導的立場にあり児童福祉施設経験通算3年を満たした者	12月9日(水) ～11日(金)	80名
	市区町村虐待対応指導者研修	市区町村家庭児童相談室及び要保護児童対策地域協議会において指導的立場にあり、児童虐待関連業務経験通算5年を満たした者(各機関1名)	12月22日(火) ～24日(木)	80名
21年1月	児童福祉施設指導者合同研修	乳児院、児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、ファミリーホーム、自立援助ホーム等で基幹的職員等指導的立場にある職員で、児童福祉施設経験通算7年を満たした者 *乳児院18名、その他の施設92名(各施設1名)	1月13日(水) ～15日(金)	110名
	児童相談所弁護士専門研修	児童相談所に勤務している弁護士(常勤・非常勤・嘱託を問わない)	1月26日(火) ～27日(水)	30名
2月	乳児院職員指導者研修	乳児院で基幹的職員等指導的立場にある主任保育士や家庭支援専門相談員等で児童福祉施設経験通算5年を満たした者	2月2日(火) ～5日(金)	80名
	児童福祉施設心理担当職員合同研修	児童養護施設、児童心理治療施設で児童福祉施設心理職経験通算5年を満たした心理職/児童自立支援施設、乳児院、母子生活支援施設、児家セン、自立援助ホームで児童福祉施設心理職経験通算2年を満たした心理職 *乳児院20名、母子20名、その他の施設70名(各施設1名)	2月17日(水) ～19日(金)	110名
3月	テーマ別研修 「親の精神疾患と子どもの育ち」	この問題に関わる専門職で、各所属機関で指導的立場にあり、児童虐待関連業務経験通算3年を満たした者(各機関1名)	3月2日(火) ～3日(水)	160名
年間	児童福祉関係職員通年研修(Web研修)	児童福祉施設で基幹的職員等指導的立場にある職員で、高度専門的な知識・実務を継続的に学びたい者、かつ、当センターの施設関連研修の受講歴がある者	6月4～5日 月1回 3月11～12日	8名

*㊤：法定研修。都道府県市との委託契約による研修 ㊤：新規実施

※あくまで予定であり、変更になることがあります。

西日本こども研修センターあかし

2020年度 虐待対応研修一覧

	研修名	受講対象	実施時期	定員
5月	児童養護施設職員指導者研修	児童養護施設で基幹的職員等指導的立場にあり児童福祉施設経験通算7年を満たした者（各施設1名）	5月19日（火）～22日（金）	80名
6月	児童相談所児童福祉司スーパーバイザー義務研修A<前期>	児童福祉司スーパーバイザーとして職務を行う者（児童福祉法第13条第8項で受講が義務づけられています）	6月2日（火）～4日（木）	80名
7月	児童相談所児童心理司指導者研修【共】	児童相談所児童心理司経験通算5年を満たした児童心理司（スーパーバイザーを含む）	7月15日（水）～17日（金）	80名
	児童相談所児童福祉司スーパーバイザー義務研修B<前期>	児童福祉司スーパーバイザーとして職務を行う者（児童福祉法第13条第8項で受講が義務づけられています）	7月29日（水）～31日（金）	80名
8月	教育機関・児童福祉関係職員合同研修	学校・園や教育委員会で児童虐待対応に携わる者（経験年数の制限なし）、市区町村職員で子ども虐待対応経験通算3年を満たした者、児童相談所職員で子ども虐待対応経験通算5年を満たした者、スクールソーシャルワーカー、*教育機関40名、児童相談所30名、市区町村30名（各機関1名）	8月20日（木）～21日（金）	100名
9月	乳児院職員指導者研修	乳児院で基幹的職員等指導的立場にある主任保育士や家庭支援専門相談員等で児童福祉施設経験通算5年を満たした者	9月8日（火）～11日（金）	80名
10月	児童相談所弁護士等専門研修	児童相談所に勤務している弁護士（常勤・非常勤・嘱託を問わない）	10月8日（木）～9日（金）	40名
	市区町村子ども家庭支援指導者研修	市区町村の子ども家庭支援業務において指導的立場にある者、都道府県において市町村への助言指導を担当する者、市区町村において子ども家庭支援拠点設置にかかわる準備・検討を担当する者、中核市等において児童相談所設置にかかわる準備・検討を担当する者等	A日程 10月20日（火）～23日（金） B日程 10月23日（金）	100名
11月	児童相談所児童福祉司スーパーバイザー義務研修A<後期>	児童福祉司スーパーバイザーとして職務を行う者（前期研修と後期研修を通してA日程で受講してください）	11月18日（水）～20日（金）	80名
12月	児童相談所児童福祉司スーパーバイザー義務研修B<後期>	児童福祉司スーパーバイザーとして職務を行う者（前期研修と後期研修を通してB日程で受講してください）	12月9日（水）～11日（金）	80名
2021年1月	こころのシリーズ「虐待を受けた子どものこころの支援」	子どもの支援に関わる専門職 機関：児童相談所、児童福祉施設（障害児施設、母子生活支援施設、保育所を含む）、市区町村、教育機関、医療機関、警察・司法等 職種：心理職、ケアワーカー、里親、社会福祉職、施設職員、教員、スクールカウンセラー、医師、看護師、弁護士等（常勤・非常勤を問わない）	1月13日（水）～15日（金）	80名
2月	一時保護所指導者研修	児童相談所一時保護所職員の勤務経験が5年以上あり、指導的立場にある者、もしくは、一時保護専用施設等の指導的立場にある者	2月3日（水）～5日（金）	80名
	子ども虐待対応母子保健関係職員指導者研修	市区町村、保健所の母子保健活動、子育て支援、子ども虐待防止対策に携わっている指導的立場にある保健師、助産師、看護師で、子ども虐待対応関連業務経験通算5年を満たした者	2月16日（火）～19日（金）	80名
3月	健康障害のシリーズ「最新の虐待医学から学ぶ」	児童相談所（保健師・医師・弁護士・児童福祉司・児童心理司等）、市区町村（福祉・保健）、保護された子どもの回復をケアする一時保護所・児童福祉施設（ケアワーカー・児童指導員・嘱託医・看護師）、里親、日常的に子どもと接する学校・幼稚園・保育所（教員・養護教諭・保育士等）、警察・司法等の指導的立場にある者	3月4日（木）～5日（金）	100名

*法：法定研修。都道府県市との委託契約による研修 箭：新規実施 【共】：子どもの虹情報研修センターとの共催

